

2026年7月22日
沖縄電力株式会社

託送供給等約款の認可について

当社は、電気事業法第18条第1項に基づき、2026年6月24日に託送供給等約款の変更認可申請を経済産業大臣に行い（同日プレスリリース済）、経済産業省の審査を経て、本日、申請内容のとおり認可されましたのでお知らせいたします。

なお、本日認可を受けた託送供給等約款は、2026年10月1日実施となります。

<主な変更内容>

- (1) 需要側の系統接続に係る手続期限の設定（工事費負担金等の入金期限の設定）
- (2) 需要側の技術検討に係る再検討を要する内容変更の扱い
- (3) 発電等設備の系統接続に係る契約申込みにおける事業用地使用権原提出の要件化

※各変更内容の概要は、「託送供給等約款の変更認可申請について」（2026年6月24日プレスリリース）をご参照ください。

以上

（参照 URL）

託送供給等約款の変更認可申請について（2026年6月24日プレスリリース）

https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2026/260624.pdf

託送供給等約款（令和8年10月1日実施）

https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/business/free/fd_261001_01.pdf